

市の財政状況を報告

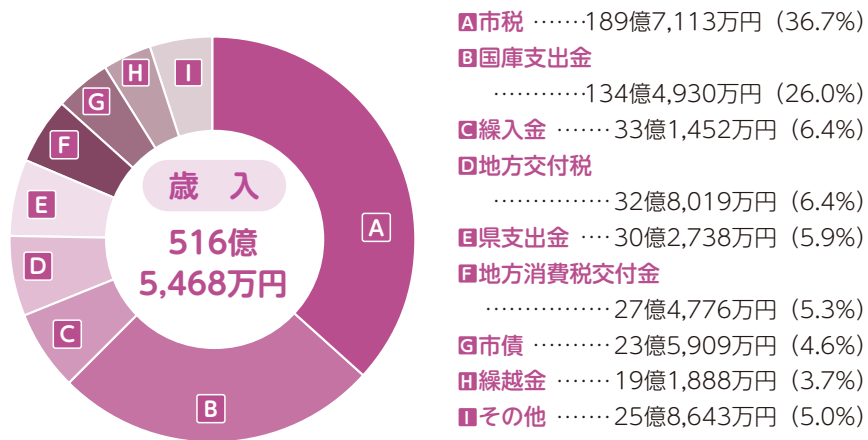
令和3年度決算の概要

一般会計

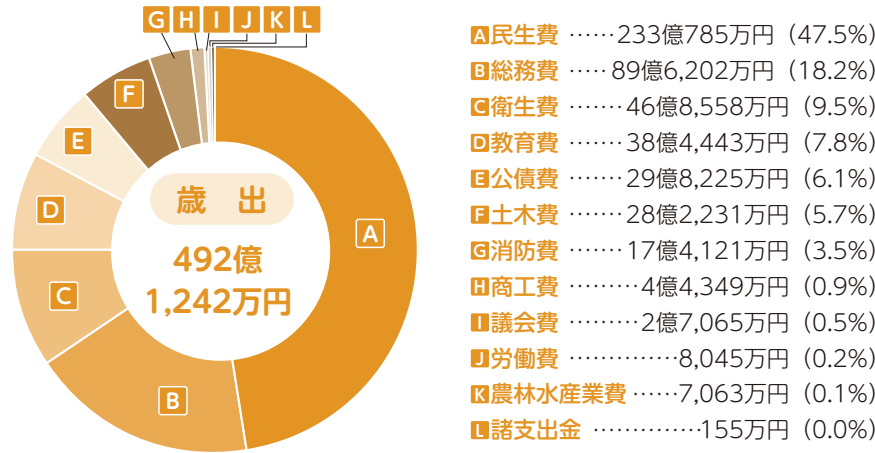
歳入と歳出

歳入と歳出について詳しくは、グラフ1~3の通りです。

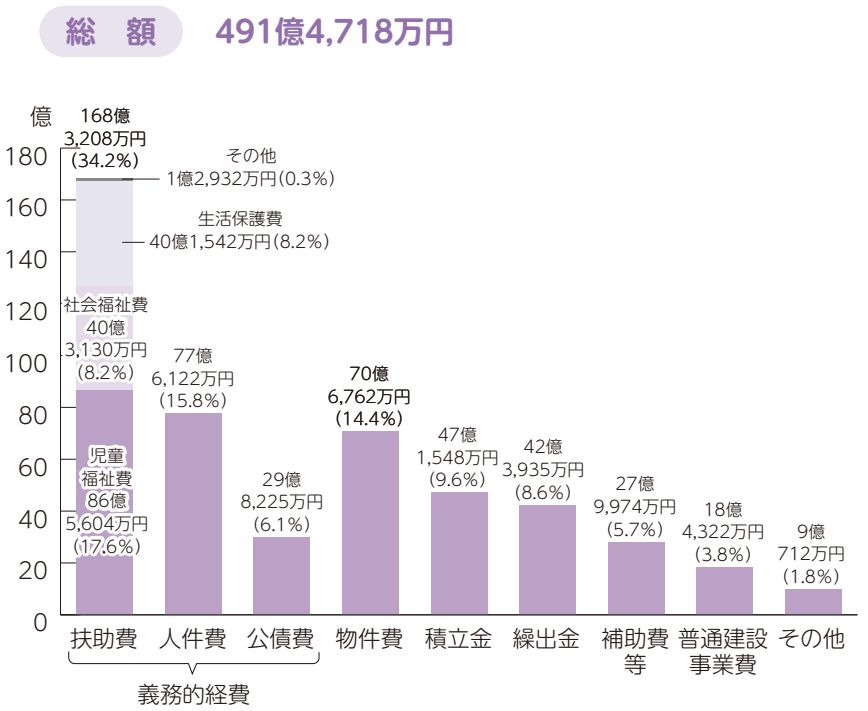
グラフ1 歳入総額



グラフ2 歳出総額



グラフ3 性質別歳出内訳



※このグラフは、地方財政状況調査の分類方法を準用しています。

用語解説

歳入関係	
市税	市民税や固定資産税などの市に納められる税金
国庫支出金	国から交付される補助金や負担金など
繰入金	積み立てられた基金などから引き出すお金
地方交付税	国税として納められた後、地方公共団体の財政需要により配分される税金
県支出金	県から交付される補助金や負担金など
地方消費税交付金	県に納められた地方消費税の2分の1に相当する額を、市町村の人口および従業員数で案分して、各市町村に交付されるお金
市債	公共施設の整備などをするとき借りる市の借金
繰越金	前年度から繰り越されるお金
その他	使用料・手数料など

歳出関係	
民生費	高齢者や障がい者への生活支援、保育所の運営など福祉のための経費
総務費	住民登録、選挙、交通安全対策、環境対策などの経費
衛生費	ごみ処理や市民の健康の維持・増進などに必要な事業のための経費
教育費	小・中学校での教育、生涯学習などの経費
公債費	市の借金の元金と利子を支払うための経費
土木費	道路、河川、公園などの整備のための経費
消防費	消防、救急活動、防災など市民の安全を守るための経費
商工費	商業・工業の振興を図るための経費
議会費	市議会を運営するための経費
労働費	労働に関する問題対策のための経費
農林水産業費	農業・林業・水産業の振興を図るための経費
諸支出金	支出の性質により、他の支出科目に含まれない経費

財産と負債

市の財産と負債については、表1・2、グラフ4の通りです。

表1 市の財産

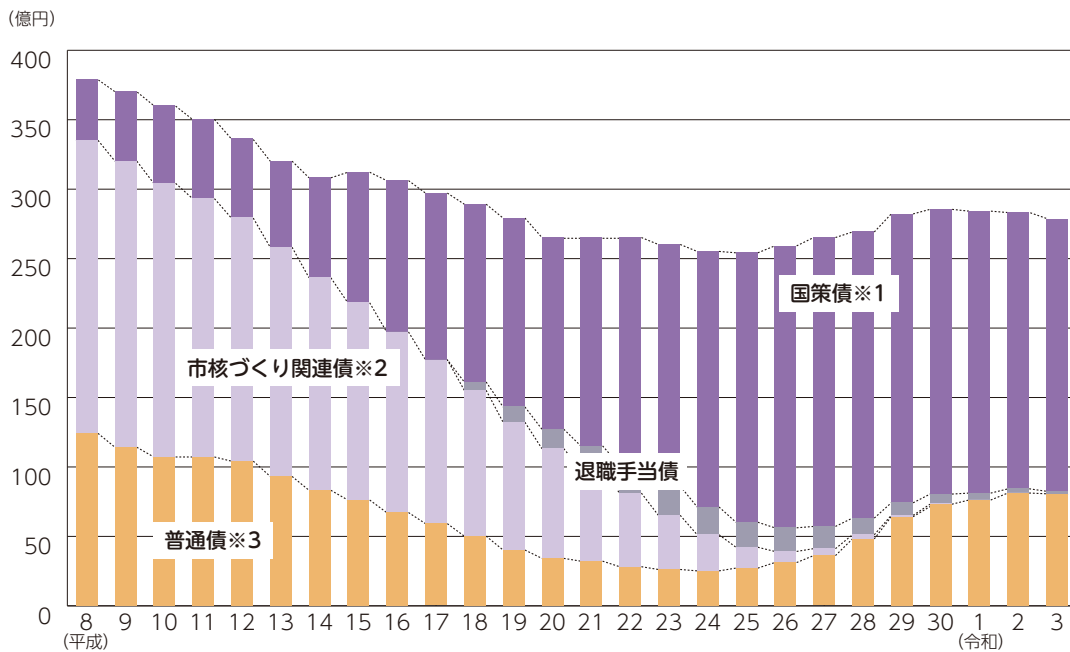
区分	令和2年度	令和3年度	増減額等
土地	981,479㎡	982,998㎡	1,519㎡
建物	254,577㎡	255,069㎡	492㎡
基金	41億2,933万円	58億9,293万円	17億9,000万円
有価証券など	2億6,222万円	2億6,145万円	▲77万円

表2 市の負債

区分	令和2年度	令和3年度	増減額等
市債	284億1,328万円	279億1,204万円	▲5億1,244万円
土地開発公社の借入金	4億7,000万円	3億7,977万円	▲9,023万円

※1 国からもらえる地方交付税の一部が現金で用意できないために、一時的に市が肩代わりしているお金など。
 ※2 行政・文化の中心拠点である市庁舎、市民文化会館などの施設の整備に借りましたお金。
 ※3 学校や道路などの公共施設をつくるために借りましたお金。

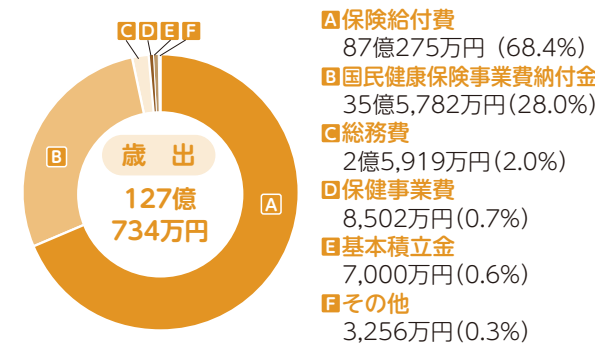
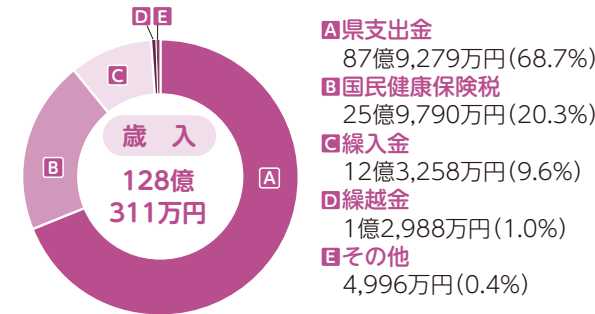
グラフ4 年度別市債残高推移（一般会計）



特別会計

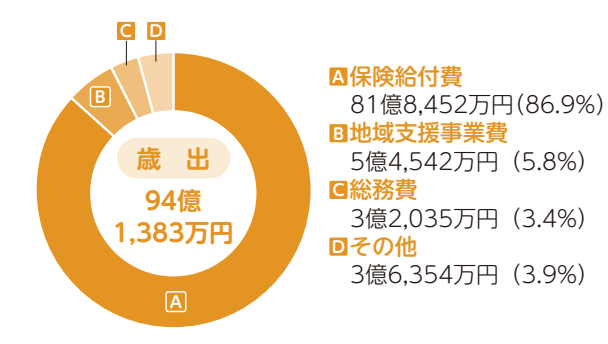
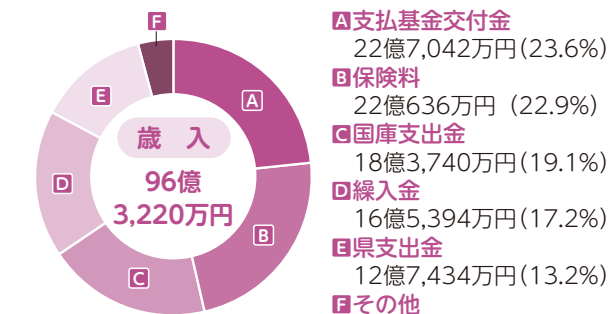
国民健康保険事業特別会計

この事業は、国民健康保険被保険者の方に納めていただく保険料などから、医療費を支払う事業です。



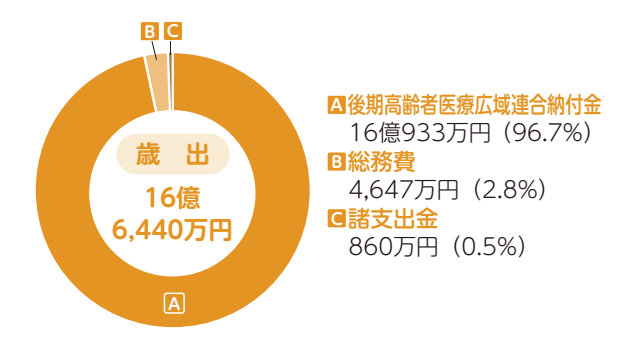
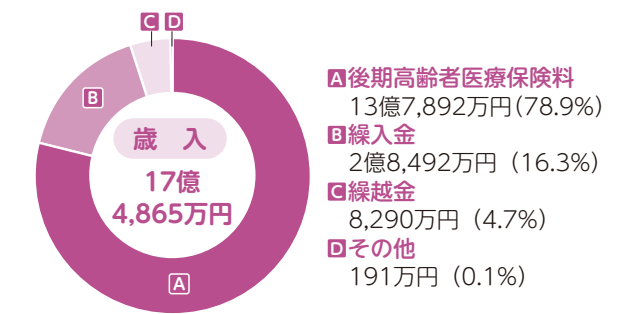
介護保険事業特別会計

この事業は、介護保険被保険者の方に納めていただく保険料などから、介護サービスを実施する事業です。



後期高齢者医療保険事業特別会計

この事業は、後期高齢者医療被保険者の方に納めていただく保険料などから、療養費などを支払う事業です。



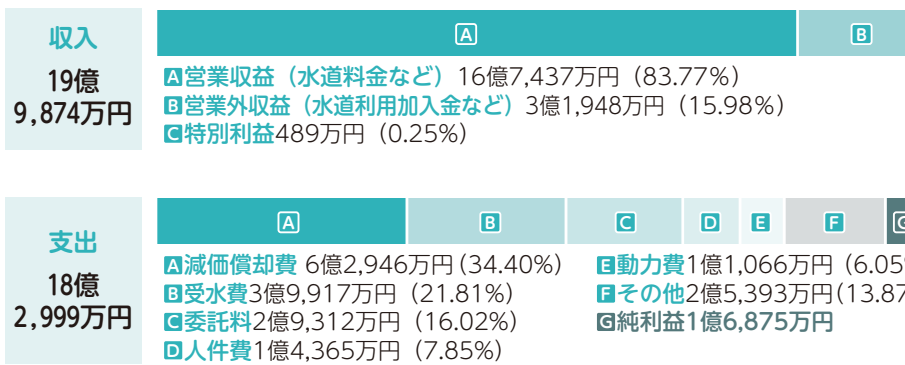
公営企業会計

水道事業と公共下水道事業は、公営企業会計を適用し独立採算により運営しています。令和3年度決算の収支はグラフ5・6の通りです。

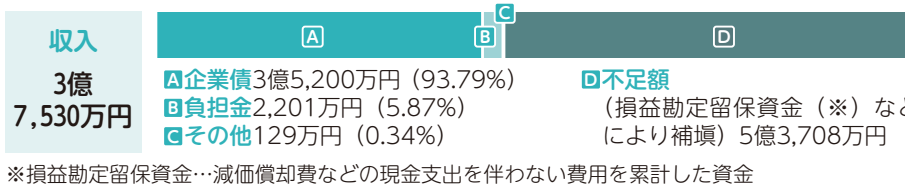
グラフ5 水道事業会計

水道料金を主な収入として、皆様のご家庭などへ水道水を供給する事業です。

収益的収支 経営活動に関する収支（消費税など含まない）



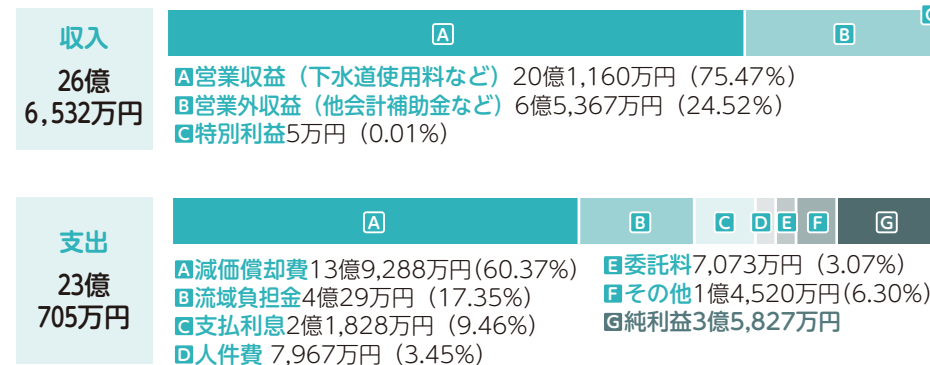
資本的収支 施設整備に関する収支（消費税を含む）



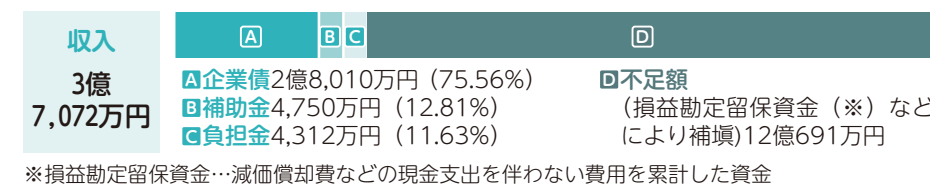
グラフ6 公共下水道事業会計

下水道使用料を主な収入として、下水道管の埋設や維持管理をする事業です。

収益的収支 経営活動に関する収支（消費税など含まない）



資本的収支 施設整備に関する収支（消費税を含む）



市の財政の健全度をチェック

令和3年度決算について、健全化判断比率と資金不足比率の算定を行った結果、いずれも国が定めた早期健全化基準を大きく下回っており、財政の健全化は保たれています。

表3の指標のうち一つでも基準を超えるものがあると、「財政健全化計画」の策定・実施、国の関与、地方債の起債制限などの措置が講じられます。また、表4の資金不足比率に基準を超えるものがあると「経営健全化計画」の策定・実施などを行わなくてはなりません。※健全化判断比率と資金不足比率については、市ホームページをご覧ください。



表3 健全化判断比率の状況

指標	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	- (▲8.56%) (赤字はありません)	12.01%	20.00%
連結実質赤字比率	- (▲17.51%) (赤字はありません)	17.01%	30.00%
実質公債費比率	0.5%	25.0%	35.0%
将来負担比率	13.2%	350.0%	-

※全ての会計において実質赤字額はありません。この場合、実質赤字比率、連結実質赤字比率は「-」と表記し、参考までに黒字の程度を(▲)で表示しています。

表4 資金不足比率の状況

公営企業会計	資金不足比率	経営健全化基準	財政再生基準
水道事業会計	- (▲100.0%) (資金不足はありません)	-	-
公共下水道事業会計	- (▲14.3%) (資金不足はありません)	20.00%	-

※全ての会計において資金不足額はありません。この場合、資金不足比率は「-」と表記し、参考までに資金剰余の程度を(▲)で表示しています。

担当 財政課 ☎046(252)8404 FAX) 046(255)3550